

納得のいく解決を。国鉄闘争女性応援団

2007.7.11

国鉄闘争女性応援団長

戸 枝 晶 子

「女性応援団」は、1047名の国鉄解雇者が納得できる解決を勝ち取るために、女性たちも力を貸そうと 2002年5月に結成されました。正式名称は、「納得のいく解決を。国鉄闘争女性応援団」という長い名前です。「4党合意」を決定した国労臨時大会での藤保さん(音威子府闘争団家族)の「私たちの人生を勝手に決めないでください！」という声に答え、国鉄赤字をあたかも国労組合員のせいであるかのように連日報道したマスコミを問う集会や、北海道・旭川での辛淑玉さんの講演会、尼崎事故を問う集会等開催し、労働組合活動に止まらない運動の広がりを目指し活動を続けています。事務局を東京清掃労働組合内に置いているので、応援団長を戸枝(女性部長)がしています。

納得いく解決を！ 国鉄闘争女性応援団

26号

2007.6.27

連絡先 東京都千代田区飯田橋3-9-3

清掃会館内 TEL 03-3237-9995 FAX03-3237-4541

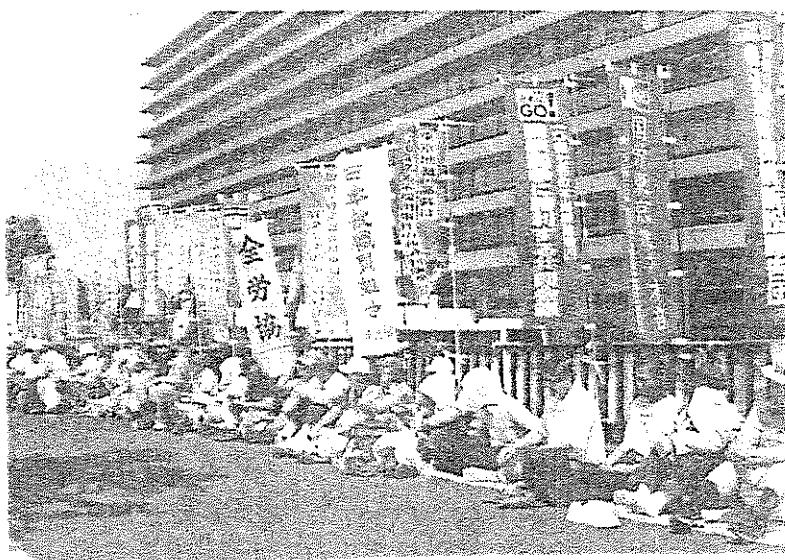
振込先 00140-8-195088 国鉄斗争女性応援団

国交省は交渉テーブルをつくれ

年内解決にむけて
熱気溢れる5日間座り込みで迫る！

6月18～22日、解決行動委員会（4者一闘争団全国連絡会議、鉄建公団訴訟原告団、鉄道運輸機構訴訟原告団、全動労鉄道運輸機構訴訟原告団）と4団体（国労、建交労、国鉄闘争支援中央共闘会議、国鉄闘争共闘会議）による6月統一行動がたたかわれた。梅雨時にもかかわらず連日の炎天下の中、「20年の節目の年に何としても勝利解決させるんだ」「国交省に解決のテーブルをつくらせるんだ」と、延べ1500人が結集し気迫溢れる行動となった。

6月行動を前にした5月25日、女性応援団は総会を開催した。国労闘争団連絡会議金児副議長から「採用差別から20年、闘いの状況と展望」をテーマにお話をいただき、重要な時期である今、当事者の納得いく解決に向けて全力をあげてたたかっていくことを確認した。



炎天下の中、国交省前で5日間座り込み、激励行動が展開される

6.29

鉄建公団訴訟
控訴審進行協議
報告集会へ

6月29日（金）

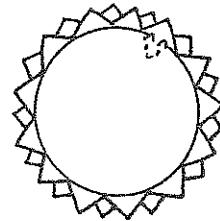
18:30～

東京しごとセンター

[内容]問題提起

ビデオ上映

国交省前座り込み6月統一行動 5日間で延べ1500名が結集



初日の 18 日は、上京・在京の 50 名の原告、支援者ら総勢 200 名が国交省前で座り込みを貫徹。また、5 月行動で要請した内容の回答を求め鉄道運輸機構への要請行動も並行し行われた。

国交省へ要請行動

2 日目の 19 日は 170 名が座り込み、国土交通省・鉄道局への 4 者 4 団体代表で要請行動が取り組まれた。国土省に交渉テーブル設置の問題について回答を求めたが、「協議の場をつくることは国交省としては判断できない。政治の判断、特に与党の判断がないと…」「4 党合意をどのように総括し受け止めているのか」「分割民営化政策は失敗と思っているのか」「政治解決と言いながら、国・国交省に責任をとれと言っている」「ビラを配っている。マイクを使っている」等々不遜な対応にだったという報告に座り込みの参加者に強い怒りが渦巻いた。それに対して 4 者 4 団体から、「4 党合意はあったが、4 者 4 団体として解決したい」ということを強く訴えた。ビラを配ったりマイクを使わなかつたら交渉に応じるのか」と問うと、一切答えないという対応だったという概要が報告された。そして、今後、政治の場での野党、与党対策をしっかり行い、頑なな国交省に望んでいくという決意が表明された。

3 日目の 20 日は東京総行動の仲間も合流して 400 名近くが国交省に対して迫るたたかいとなつた。午後、19 日の国交省要請への不遜な対応に対して 1 階ロビーで当事者による請願行動が取り組まれた。やり取りの中で国交省は、①窓口は国労本部という見解を変えるつもりはない。②請願は整然と行い、一定の時間内でという鉄道局側の意向が示された。4 者 4 団体は「6 月行動の窓口は解決行動委員会であり、国労本部ではないが、そちらの意向は意向として受け止める。請願は脈略なくやるつもりはない」という見解を述べ、鬭いの半ばで亡くなつた 36 名の

原告の遺影を掲げて請願行動を行つた。

4 日目に突入した 21 日は、ILO 国賠訴訟判決や翌日の JR 東日本の株主総会に参加するため上京してきた 100 名を超える原告も含め、総勢 350 名が猛暑の中での座り込みを貫徹。

行動最終日の 22 日は、雨の中での行動となつた。多くの支援者・団体から国鉄闘争を勝利させ反転攻勢に転じようとの力強い激励あいさつ。そして集約として 4 団体のあいさつ、「延べ 1500 名の参加により 6 月行動をたたかい抜くことができた。団結をさらに強化し、解決交渉テーブルをつくるために全力をあげたい」という解決行動委員会からまとめとお礼が述べられた。

ILOへの虚偽報告国賠請求訴訟 不当判決

東京地裁民事 19 部（中西茂裁判長）において 6 月 21 日、ILO への虚偽報告国賠請求訴訟に「請求棄却」の不当判決が下された。国による ILO への事実誤認の情報提供により、原告の名誉が著しく毀損されたとして鉄建公団訴訟原告代表 6 名が 2004 年 5 月に提訴し、10 回の口頭弁論、2 回の証人調べを重ね、今年 2 月に結審していた。

この裁判は、国労・全労連が JR 不採用問題について ILO に提訴し、1999 年 11 月、ILO 結社の自由委員会が日本政府に対して当該労働者に満足のいく補償をという中間勧告を発し是正を求めた。しかし 2000 年 2 月、日本政府は国労等組合員に対する不当差別の実態を認定した諸労働委員会の命令等を無視し、「無断欠勤等勤務状況に問題のある」労働者が排除された結果であるとの虚偽の追加報告を行つた。これに基づいて ILO は前年の中間勧告を変更し「反組合的差別の問題は生じない」という全く事実とかけ離れた勧告をするに至つたのである。

この日の判決は、原告らが主張した、労働委員会命令と異なる情報提供を政府が行うことの違法性については判断から逃げた。また、政府の虚偽情報によって ILO による誤った勧告がなされた因果関係を否定した。そして、名誉毀損については、原告ら個々人は、まさに国労組合員であることによって採用差別を受け、現在も不利益を被っていることを無視し、「請求棄却」という不当判決を下した。

なお、驚くべきことに、この判決公判に被告国側は欠席するという非常識な態度であった。

JR 東日本株主総会

JR 東日本株主総会は 6 月 22 日、通勤ラッシュ時の「架線事故」発生、4 路線が 5 時間も止まるという事態と並行したタイミングの中で開催された。

総会は、公共性・安全問題等々、多くの株主から質問が相次いだ。「週刊金曜日」に出て安全

を訴えただけで処分された菊地さんの問題については、「本人に事情聴取をしたところ発言内容が（事実と？）異なっていて誇張したところがあるので就業規則違反で処分した」と回答。「週刊金曜日」になぜ訂正を求めるのかという質問には「テレビ、新聞など様々な報道がある。そのなかには内容的にいかがと思うものもあるが、申し上げるかどうかはさまざまなことを考慮して判断している。週刊金曜日に関しては申し上げる必要はない」と判断した」という回答だった。「会社の信用を傷つける発言」として菊地さんを処分しながら、それを報道した「週刊金曜日」には何の訂正も求めないというのは、そもそもこの処分が社員に締口令をしくための「ためにする処分」だったことを証明したに等しい。

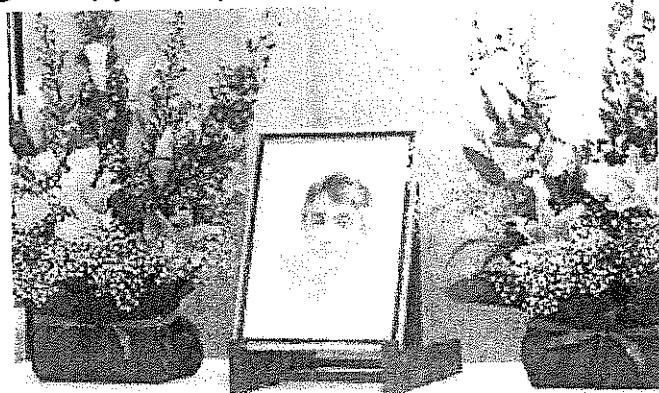
また、IR 企業グループの浴場で骨折をさせられた 70 代の女性株主が「会社の対応がひどい。きちんと補償してほしい」と迫ったが、議長が質問を打ち切ったため、会場は 30 分にわたって騒然となった。

4 時間半に及んだ総会は、JR 東日本の矛盾の深刻さを示すものであった。

大谷英貴さんを偲ぶ会 開かれる

5 月 19 日、東京の日本教育会館で「大谷英貴さんを偲ぶ会」が開かれました。東京を中心に約 160 名の方々が参加しました。鉄建公団訴訟原告の大谷英貴さんが 3 月 3 日に逝去されてから約 2 カ月半、多くの参会者が語る大谷さんの人物像は精彩に富み、彼の並々ならぬ存在感を感じさせるものでした。亡くなってはじめて人はその全貌を明らかにするというており、大谷さんが一途に駆け抜けた闘いの日々は、忘れられない記憶としてわたくしたちの胸に刻まれました。

妻の友枝さんは、なかなか亡くなったということを信じられなかったが、今日のこの日を境に踏ん切りをつけたい、そして闘い続けたいとあいさつしました。参会者も、大谷さんの無念の思いを我がこととしてこれから闘いを誓いました。



5.25 女性応援団総会開かれる

5月25日、女性応援団総会を開催しました。2002年5月に発足して以来、さまざまな行動を通じて国鉄闘争を支援しすでに丸5年となりました。

一昨年の9.15判決後、国労が鉄道運輸機構相手の訴訟に踏み切るなど新しい局面を迎えていました。5月統一行動に続き、6月統一行動として国土交通省に向けた座り込み・要請行動も取り組まれようとしています。総会は、「20年目の節目に勝利を呼び込む」ための重要な時期である今、共に状況を確認しあい、これから行動を考えていくものとして開かれました。

はじめに鉄建公団訴訟原告団長の酒井さんから、鉄建公団訴訟控訴審（東京高裁民事17部）の状況の報告を受けました。控訴審は2回の裁判を経て、4月11日には進行協議が行われ、その中で今後の立証方針について話し合い、4回の期日が予定されることになりました。進行協議は非公開のため、第2回目の進行協議が行われる6月29日に、その内容と今後の展開について報告集会（18時30分～

東京しごとセンター）を開催するというお話を受けました。続いて、国労闘争団全国連絡会議の金児副議長から「採用差別から20年、闘いの状況と展望」というテーマでお話をいただきました。

金児さん講演 要旨

採用差別から20年　闘いの状況と展望

闘いの節目—9.15判決

きょう話をするにあたり、「運動が見えにくくなった」という質問を受けた。これは大変なことなのでそこから話をしたい。

さまざま原因是あると思うが、私なりに考えて9.15判決がその一つの節目になっているのではないかと思う。「判決」という一つの到達点を手にした私たちは、今後どのような運動を展開していくのかについて真剣に議論をしてきた。1つは、引き続き今までと同じ展開（裁判闘争を軸にしながらとことん白黒決着路線でいく道）で闘うという選択肢。もう1つは、9.15判決を武器に政治解決を求めていくという選択肢である。この道は労働争議として国労機関内でいろいろあったことを見つめていかなければならない。どのような道を選択するにしても、闘争団の平均年齢が54歳という現実、来年になれば現役年齢を超えた60歳以上が全体の3分の1近く占める組織状況にある。



こうした状況を踏まえ、改めて1047名問題を捉え返したときに、たどり着いた結論は、「9.15判決を武器に政治解決をめざす」であった。弁護団の加藤先生は9.15判決をストレートに「5%の勝利」と評価した。つまり、とんでもない内容ということだが、一方で慰謝料一人500万円（プラス遅延滞金合わせて866万円）に止まらず、一部だが不当労働行為を認めた点、ここを使わない手はないとの指摘もあった。確かに先の最高裁判決（不当労働行為があったとすればその責任は旧国鉄、現鉄道運輸支援機構が

負う）と併せれば、判決を通して政治的メッセージが見え隠れする。今、まさに汗をかいてやっているのは、この「一部不当労働行為を認めた」というところに、大衆行動と裁判闘争、さらには政治闘争（対策）を一体のものとして攻め上げ、早期に政治の責任で勝利的解決をめざす、こうした闘いである。この闘いの質的転換に伴う支援者へのフォローが不十分であったことが、指摘を受けたところだと思う。

私たちが求める解決とは

「私たちの求める解決とは何か？」を詰めていくと、20年たった現実と9.15判決は無視できない。やれもしないことを、その時々の気分でやるというような無責任なことを言っても始まらない。解決局面に近づけば近づくほど当事者には常に、「やるのか」「やれるのか」「誰かがやってくれるわけではないぞ」ということが問われる。まさに9.15判決を手にした鉄建公団訴訟原告団は、一人一人の主体性が今まで以上に突きつけられることになった。その意味では原告団内部で相当厳しい議論を節々で重ねてきた。

現場では「やめたい」「もたない」「このままでは何となく流れ解散になってしまう」等々、さまざまな声が出てくる。こうしたシビアな議論をへて、「主体的に争議を始めたのは我々だ。したがって終わらせるのも我々にしよう」という確認に至った。また、この議論で出てきたのが具体的要求の鮮明化であり、「路頭に迷うわけにはいかない」という切実な声である。

改めて言うまでもなく1047名問題はチャンピオン闘争ではなく大衆争議である。「頑張れる人だけが闘う」といった闘いではないし、またそうしてはならないと思う。最後、「闘って損した」「あの時、国労を脱退すればよかった」と当事者の大方が思うような展開になれば、当事者にとってこれ以上不幸なことはない。実際、有志（個人）と原告団のところでは、現局面認識やこれらの考え方には多少の温度差はあるものの、克服可能な枠内で進んできている。

当事者が前面に立つ闘いが重要

昨年12月5日、国労も提訴した。このことに

よって今、私たち自身もそうだが、国労原告のところもホッとしているのではないかと思う。文字通り、1047名は裁判でも足並みを揃えたことで、個別の感情は別にして、総体としては、お互い、のびのびとやれる状況になってきた。具体的な大衆行動等、回を重ねるごとに団結の質も高まって行くと思う。

国労機関が中心となってだが、北海道と九州の交流も始まり、3月に九州の人たちが北海道に来て、今度は北海道の仲間が九州に行き交流をもつた。私がそこで感じたことは、みんな明るい顔をしていて、体からにじみ出てくるものが今までとは全然違っていたように思う。

長崎の交流会で、私が闘争団全国連絡会議の事務局長をしていた時、よく行動で上京していた、ある団員と久しぶりに再会し雑談をしていた時に「金児さんがなんで4党合意に反対したか分からなかった」と唐突に言われた。いろいろ話をしたが、私が一番強調したのは「当事者抜きだったから」ということだ。労働争議だからいろいろ想定されるわけで、単に解決水準がけしからんというだけで怒ったのではない。当事者の声を聞くことなしに、これしかないと強引に押しつけてきたことが許せなかった。それが藤保さんの「勝手に私たちの人生を決めないで！」という発言に象徴された。結論を決めるのは当事者であり、役員ではない。それと一番許せなかつたのは一票投票だ。指導部のデタラメさをごまかし、混乱を現場に持ち込んだだけである。当時、国労は2万人余りの組合員がいた。その全員を対象にした一票投票ということでは、仮に966名（死亡者含む）の全闘争団員が反対してもその声は無視される仕組みであった。せめて闘争団の中での一票投票だったら違ったかもしれないが（当時、20余の闘争団が反対していた）、徹底して当事者を無視し強引に機関決定したのである。一票投票といえば聞こえは民主的な手続きのように思われるかもしれないが、私から見れば「いかさま」のなにものでもない。こうした当時の思いや問題意識、事実経過等、丁寧に話すことができたことで、「なるほど」と一定の理解を得られた。こうした状況になってきたことは大きな成果だろう。

なぜ国交省が焦点なのか

では、政治解決をすると言っているが、その窓口も含めて具体的にどうイメージしているか。また、なぜ国土交通省にポイントを絞り攻め上げるのかだが、それは、この段階に至っても、最も妨害し、抵抗し、邪魔しているからであり、今日、政治解決の一番の障害となっているからである。特にこれからの大衆行動は、政治対策と連携を密に噛み合ったものとしなければ、早期解決に結びつく闘いとはならないだろう。

いずれにしても政治の場が一番シビアである。4党合意問題で信用はゼロ。こちら側が「まとまるのか」ということが常に突きつけられている。これまでの延長線上で国労が何を言っても、多分、誰も相手にしないだろう。唯一、政治の世界で通用するものとして残されているのは、4者4団体という解決の枠組みと運動実態だけである。

今回象徴的なこととして、4団体が最後まで責任を持つという「確約書」持参でILOに4団体の代表を派遣した。そして、その報告（確約書添付）を国土交通省と厚生労働省に申し入れましたが、厚生労働省は普通の対応だったのに対し、国土交通省は「5分間なら」という対応だった。私たちは、この不遜な態度・対応を厳しく批判し、「5分では話にならない。それでは結構」と断った途端、今度は、厚生労働省と設定されていたところに国土交通省も出てきたということがあった。4団体がまとまってきてることに対する国土交通省の焦りを垣間見たような気がする。

今回の5月統一行動は、このように頑なな態度をとり続ける国土交通省に向けて、4者4団体として始めて取り組む統一行動である。したがって、大衆行動と政治対策が噛み合った形で、一連の闘いが5月から6月にかけて展開していくことになる。

政治対策の現状

政治対策としては、民主党北海道議連がまとまるところから始まり、現在、民主党九州にも対策委員会が設置された。両方を合わせると議員だけでも40名を超えるだろう。ただ、まだ民

主党本部全体とまではいっていない。今後それぞれの議連、対策委員会が党本部に対策委を含めてどう作っていくかにかかっている。それによつては、政治の動きが一気に加速することも十分に考えられる。もう1つは、自民党、公明党に決断させない限りは解決しないということだ。その意味では、公明党対策が大きなポイント（元・前とも国土交通大臣は公明党であり、現在も公明党の冬柴大臣）になると思う。

6月行動、そして次の正念場

年内解決を迫るために6月闘争が重要となる。この統一行動を闘い抜いた先が正念場のゾーンとなるだろう。そこに合わせて、一人一人がもう一度しっかりと腹固めをしていかなければならぬ（具体的要求の問題、争議における解決、より現実的な出口の問題、路頭に迷わない解決）。

こうした交渉は当事者が判断するわけだが、実際の交渉には全員が臨むわけではない。当事者の誰がその任務（代表者）を担うにしても、何をもって判断するのかがある。こうした議論を同時並行的に進めていく必要がある。私が考えるに、ここまでくると解決にあたって議論を深めておかなければならないことは、単に金額は幾らか、雇用は何人かといった薄っぺらな話ではなく、まずは、路頭に迷わない解決をいかに実現するかという視点で知恵も含めて皆で出し合うことが重要だ。白黒決着路線で100%勝ち取れれば誰一人も路頭に迷うことはないが、和解解決となれば100%とはならない。相手との力関係だけで結論の出せる問題ではないということだ。不当な扱いを受けたことに対して、どれだけ責任を取らせることが出来るかに全力を尽くすが基本となるが、もう一方で、路頭に迷うわけにはいかない以上、国労を含めた自らの努力・責任で何が可能か、こうした切り口での研究も必要な要素となるだろう。こうした立体的イメージで解決を考えなければならない局面に1047名問題は突入している。